

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 2 月 18 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

### 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年 12 月 10 日条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「平成 20 年度及び平成 21 年度」を「平成 22 年度及び平成 23 年度」に、「100 分の 7.12」を「100 分の 7.18」に改める。

第 9 条中「平成 20 年度及び平成 21 年度」を「平成 22 年度及び平成 23 年度」に、「38,426 円」を「38,925 円」に改める。

附則第 10 条の次に次の 3 条を加える。

(平成 22 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 11 条 平成 22 年度における保険料の賦課総額の算定について第 12 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 14 条又は第 15 条」とあるのは、「第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 12 条若しくは附則第 13 条」とする。

(平成 22 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第 12 条 平成 22 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第 15 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「被保険者(前条第 1 項第 1 号から第 2 号まで及び第 4 号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第 52 条各号のいずれかに該当するに至

った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第13条 平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条及び第9条の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。